

## 情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

## 【報告】

件名	社会保障・税番号制度の導入に伴う新宿区個人情報保護条例の解釈・運用基準の一部改正について
----	----------------------------------------------

内容は別紙のとおり

(担当部課：区長室区政情報課)

## 1 改正の理由

新宿区個人情報保護条例の一部改正等に基づき、「社会保障・税番号制度」の導入に伴う所要の改正等を行う。

## 2 主な改正の内容

別紙【概要】(参考資料1)及び別紙【解釈・運用基準(抜粋)】(参考資料2)のとおり  
(主な概要)

### ① 社会保障・税番号制度の導入に伴うもの

ア 代理人範囲の拡大に伴い、未成年者や委任者等の利益に反する情報として非開示とする際には、事前に区政情報課長に照会することとする。(第19条第8号・64頁)

イ 開示請求等を却下する事由のうち、「相当な理由」については、「代理人としての代理資格の喪失が明らかとなったこと」を例示として挙げる。(第27条・84頁)

ウ 「保有特定個人情報の庁内連携」について説明し、「個人情報の利用」概念との相違点を明らかにする。(第32条の5・102頁)

### ② その他

ア 「個人情報漏えい等の発生時には、個人情報事故対応マニュアルに基づき、速やかに処理する」ことを明記する。(第8条・21頁、第32条の4・101頁)

イ 保有個人情報保護管理責任者(各課長)は、保有個人情報の保管方法等について点検し、点検結果を踏まえた評価を行い、適宜、見直していく。(第9条・22～23頁)

ウ 開示請求等については、「窓口請求が原則、郵送請求は例外」であることを明記する。  
(第25条・79頁)

## 3 施行日

平成27年10月5日